

○ 認定資金決済事業者協会に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第六号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（会員に関する情報の利用者への周知） 第四条 <u>〔①〕</u> 法第九十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）第二十二條第二項各号及び第二十三條の二第一項各号に掲げる事項とする。</p> <p>2 認定資金決済事業者協会は、法第九十条第一項の規定により、前払式支払手段発行者である会員（法第八十七条第二号に規定する会員をいう。以下同じ。）に係る法第十三條第一項第四号に掲げる事項及び前項に規定する事項を当該前払式支払手段の利用者に周知する場合には、次に掲げるいずれかの方法により周知しなければならない。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 認定資金決済事業者協会の使用に係る電子機器に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法</p>	<p>（会員に関する情報の周知方法） 第四条 「項を加える。」</p> <p>〔①〕 認定資金決済事業者協会は、法第九十条第一項の規定により、前払式支払手段発行者である会員（法第八十七条第二号に規定する会員をいう。以下同じ。）に係る法第十三條第一項第四号及び第五号に掲げる事項を当該前払式支払手段の利用者に周知する場合には、次に掲げるいずれかの方法により周知しなければならない。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 当該前払式支払手段の利用者の使用に係る電子機器に情報を記録するためのファイルが備えられていない場合に、認定資金決済事業者協会の使用に係る電子機器に備えられたファイル（専ら利</p>

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	
<p>3 前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならぬ。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 前項第三号に掲げる方法にあつては、同号に規定するファイルへの記録がされた情報を、当該ファイルに記録された時から起算して三月間、消去し、又は改変できないものであること。</p> <p>(標準処理期間)</p> <p>第八条 金融庁長官は、法第八十七条の認定に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。</p> <p>2 「略」</p>	<p>2 利用者の用に供するものに限る。次項第二号において「利用者ファイル」という。）に記録された当該情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法</p> <p>「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 前項第三号に掲げる方法にあつては、利用者ファイルへの記録がされた情報を、当該利用者ファイルに記録された時から起算して三月間、消去し、又は改変できないものであること。</p> <p>(標準処理期間)</p> <p>第八条 内閣総理大臣又は金融庁長官は、法第八十七条の認定に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。</p> <p>2 「同上」</p>